

2025年度第4回学部教授会議事録

日 時	2025年12月17日（水） 16：20～16：55
場 所	大学本部棟 大会議室
出席者	出席者 41名 欠席者 0名

【会議概要】

定足数	○学部教授会規程第6条第1項により成立
【審議】 審議（1）	教員職員の昇任に係る業績審査委員会の設置について ○鈴木学部長から、資料に基づき、准教授1名の教授への昇任について、以下のとおり説明があった。 ・教員採用及び昇任規程第2条第2項に基づき、11月20日開催の教育研究審議会において発議し、承認されたため、本日の教授会でその昇任に係る業績審査委員会を設置することとし、委員を設置したい。 ・昇任に係る業績審査委員会の委員は「公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程」第7条第2項及び3項第1号の規定に基づき、教授会構成員のうち教授の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名の計4名で構成される。 ・互選による委員2名の選出については、議長を除く本日出席の教授による単記無記名投票を行うこととし、上位2名の教員を委員として選出したい。 ・得票同数の場合は、決選投票を行わず、得票同数の者の中から学部長（議長）が選び、教授会互選委員を決定することとする。この場合、議長である学部長は投票しない。 ○上記の説明内容について諮ったところ、承認された。 ○投票の結果、准教授から教授への昇任について、教授会互選の審査委員2名及び学部長指名の審査委員2名が決定した。
【報告】 報告（1）	教育研究審議会報告について ○教育研究審議会委員の藤沼教授から、資料に基づき、説明があった。 ○審議の結果、原案どおり承認された。

報告（２）	<p>特別教授について</p> <p>○神山学長から、資料に基づき、報告があった。</p>
報告（３）	<p>2025年度教育実習（終了報告）について</p> <p>○鈴木教職委員長から、資料に基づき報告があった。</p>
報告（４）	<p>2025年度秋学期学納金未納者について</p> <p>○藤沼学生担当特別補佐から、資料に基づき、報告があった。</p>
報告（５）	<p>2026年度開講科目一覧について</p> <p>○足達教務担当特別補佐から、資料に基づき、報告があった。</p>
報告（６）	<p>2025年度卒業予定者の就職内定状況について</p> <p>○大森就職指導委員長から、資料に基づき報告があった。</p>
報告（７）	<p>広報について</p> <p>○総務企画GLから、資料に基づき、報告があった。</p>
報告（８）	<p>第４期中期目標・中期計画について</p> <p>○総務企画GLから、資料に基づき、報告があった。</p>
報告（９）	<p>令和６年度業務実績評価及び第３期中期目標期間（終了時見込）業務実績評価における改善事項等の対応状況について</p> <p>○総務企画GLから、資料に基づき、報告があった。</p>
報告（10）	<p>研究費決定時期等の見直しについて</p> <p>○地域連携TLから、資料に基づき、報告があった。</p>
その他	<p>その他</p> <p>○総務企画TLから、サバティカル期間中の出勤等の取扱いについて、下記のとおり説明と運用についての協力依頼があった。</p> <p>・教員職員については、毎年度労使協定を締結し、「専門労働型裁量労働制」をとっており、所定勤務日に勤務した場合は、１日７時間４５分勤務したものとみなしており、出勤簿については、大学に出勤したら始業時刻・終業時刻・</p>

休憩時間を記入いただいている。学事暦上の勤務日に大学に出勤しない場合の出勤簿は、年休・特休・病休・振休・学外研究・出張（公務旅行含む）のいずれかの対応になる。これらの対応は、サバティカル期間中かどうかに関わらず同様の対応となる。

・上記については、労働時間の適正な把握のための使用者（法人）が講ずべき措置に関するガイドライン（2017年1月20日制定 厚生労働省）に基づき、「始業・終業時刻の確認及び記録」をする必要があるため行っているが、過去の経緯として、本法人は当該ガイドラインが定められた翌年2018年7月に青森労働基準監督署の立ち入り検査があった際、出勤簿については、教員・事務職員ともに、ハンコの押印のみで、「始業・終業時刻・休憩時間」を記録しておらず、1日あたりの労働時間の実績を把握していなかったため、是正勧告及び改善措置をとるように指導を受けている。これを受け、過半数代表者への説明会を設け、是正勧告等の内容の報告、労働時間管理の適正化のための出勤簿様式の見直し、労使協定内容の見直しなどを経て、労基に是正・改善報告書を提出している。

○鈴木学部長から、次回の会議は2月18日（水）に開催する旨、説明があった。